

② 皆さんの意見をお聞かせください

～パブリック・コメント手続き制度～

次の案件について、パブリック・コメントを行います。皆様のご意見・ご提案をお聞かせください。「パブリック・コメント手続き制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は笠間市公式ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。（市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索）

案件名 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正について

案の趣旨

本市では、現在、土砂等により土地を 500 m²以上の区域で埋立て・盛り土・たい積する場合には、適用除外規定に該当する場合を除き、条例に基づく申請および許可を必要としています。

これは、条例で埋立て等を規制することで、市民の生活環境の保全および災害発生の未然防止を図り、市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的としています。

今後、東京オリンピック・パラリンピックやリニア中央新幹線などの首都圏における都市開発で大量発生した建設残土等が悪質業者によって搬入されるおそれがあります。

これを未然に防ぐ対策として、条例適用の下限面積を撤廃するなどし、条例を強化することが有効であることから、首都圏に近い県南・県西の多くの自治体を中心に既に改正が行われてきていて、不適正事業の行為者に対する早期の対応・指導に効果が現れています。

こうしたことから本市においても下限面積の撤廃を始めとした内容で、笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）の一部を改正するものです。

意見の提出方法 窓口で直接または郵便、ファクス、メールで提出してください（書式自由）。

※いただいたご意見は、市からの回答とともに笠間市ホームページに掲載します。

意見募集期間 平成 31 年 1 月 4 日（金）～23 日（水）

申・問 環境保全課（内線 126） 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

FAX 0296-77-1390 メール info@city.kasama.lg.jp

③ 放課後児童クラブ運営事業者を公募します

平成 31 年度から 3 年間の笠間市放課後児童クラブ運営事業者（受託希望法人等）を公募します。受託を希望する法人は、次の事項に基づき申請書に必要な書類を添付のうえ、申請をお願いします。

委託業務場所	委託限度額
稲田小児童クラブ	3 年間 21,270,000 円／1 年間 7,090,000 円
宍戸小児童クラブ	3 年間 39,450,000 円／1 年間 13,150,000 円
大原小児童クラブ	3 年間 21,390,000 円／1 年間 7,130,000 円

※本事業における消費税および地方消費税については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条および別表第 1 第 7 号により、非課税として取り扱います。

委託（契約）期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日（3 年間）

選考日 平成 31 年 1 月 28 日（月）※日時等詳細については、別途通知します。

対象 市内に事務所（事業所）を有する学校法人、社会福祉法人、NPO 法人（子どもの健全育成を図る活動をする団体に限る）

提出書類 放課後児童クラブ運営業務受託申請書一式

※申請書は窓口でお渡しします。なお、笠間市ホームページからもダウンロードできます。

申込方法 窓口で直接または郵送でお申し込みください。

申込期限 平成 31 年 1 月 15 日（火）午後 5 時 15 分必着

申・問 子ども福祉課（内線 164） 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1